

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（案）について

I 制定の理由・背景

再生使用を目的として回収された鉄スクラップをはじめとする再生資源物の屋外保管については、法令による規制が無いものの、大量かつ長期間保管されることもあり、火災や、高く積まれた場合には崩落の危険性があるほか、大型車両による搬入・搬出や解体作業時の騒音・振動の発生など、地域住民の生活環境の保全に支障が生じる場合があります。

県では、生活環境の保全及び災害の防止を図る観点から、再生資源物の屋外における適正な保管を図るため、新たな規制の導入を内容とする条例を制定することとしました。

II 条例骨子案

1 規制対象

再生資源物として収集された金属、プラスチックなどを屋外に保管する事業者。

区 分	内 容
対 象 者	再生資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者 ※廃棄物処理許可施設、自動車リサイクル許可施設（自動車リサイクル法） で再生資源物を屋外保管する事業者を除く
対象保管物	再生資源物として収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材を原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物 ※廃棄物及び有害使用済機器を除く

2 事業の許可等

(1) 事業の許可

屋外に再生資源物を保管しようとする事業者（屋外保管事業場面積100㎡超）は、設置する屋外保管事業場ごとに、屋外保管に関する計画その他の必要な事項を記載した申請書を提出し、許可を受けなければならない。

許可の有効期間は5年とし、更新の許可を受けなければその効力を失う。

(2) 住民等への周知

許可申請をしようとする者は、あらかじめ住民説明会の開催等によって事業の内容等を周知しなければならない。

(3) 使用前検査

屋外保管事業場の完成後、使用前検査に合格した後でなければ使用してはならない。

3 保管基準等

- (1) 敷地の外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨等の掲示板を設置すること。
- (2) 屋外保管事業場の周囲に囲いを設置すること。
- (3) 保管する再生資源物の荷重が囲いに直接かかる場合には、囲いは構造耐力上安全であるとともに、保管の高さは囲いの上端より 50 センチメートル以上低くすること。
- (4) 容器を用いずに屋外保管する場合の保管の高さは、原則「勾配比 1 : 2」又は 5 メートルのいずれか低いほうにすること。
- (5) 一つの保管面積を 200 平方メートル以下にし、保管の間隔を 2 メートル以上にすること。
- (6) 再生資源物の保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。
- (7) 騒音及び振動の防止措置を講じること。
- (8) 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼の恐れがあるものが含まれる場合には、適正に回収し、処理すること。
- (9) 屋外保管に関する記録を作成し、5 年間保存すること。

4 行政処分

屋外保管事業者等に対して、以下の処分を行うことができる。

区 分	内 容
報告徴収	必要な報告を求めること。
立入検査	屋外保管事業者の事業場、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の検査、関係者への質問すること。
勧 告	屋外保管が保管基準に適合しないときや、違反行為をしたとき等に、必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすること。
命 令	勧告を受けた屋外保管事業者が勧告に係る措置をとらなかったときや、事故等により県民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じたとき等に、勧告に係る措置や応急の措置を講ずる旨の命令。
許可取消	命令に違反したときや不正の手段により許可等を受けたとき、屋外保管が保管基準に適合しなくなったとき等は、許可の取り消し。

5 公表

屋外保管事業者が勧告に従わなかった場合には、違反の事実等を公表できる。

6 罰則

無許可での屋外保管事業場の設置や、命令違反等については、罰則を適用できる。

7 既存事業者に対する経過規程

既存事業者は、施行日から 3 カ月以内に届出をすることで許可を受けたものとみなす。